

公益目的事業

人と動物の共通感染症のパンデミックや災害時における危機管理の対応を踏まえて各事業を展開し、人と動物が共存できるより良い社会に獣医療で寄与する。

1 狂犬病予防推進事業

(1) 集合注射対応獣医師を委嘱するため説明会を開催し、技術、人格ともに優れた獣医師を市町村に推薦する。

(2) 注射事故発生時は、飼い主に理解を頂くよう本会が迅速丁寧に十分に説明し、犬の健康被害があれば治療対応する。

(3) 狂犬病予防注射接種率の向上のため、大阪府条例に規定された犬を飼っている旨の表示（門標・犬シール）を魅力あるデザインで作製し、飼い主に無料で配布する。

(4) 狂犬病予防啓発ポスターを集合注射会場、動物病院、関係行政機関等に発出し掲出をお願いするとともに、ホームページ、新聞、ラジオなどで、常に府民に対して発信をおこなう。

2 人と動物の共通感染症等対策事業

人と動物の共通の感染症の発生時は、大阪府獣医師会大規模感染症発生時対策要領に基づき対応する。

(1) 発生時には速やかに情報を収集し、専門的な情報や分かり易くした情報をホームページ、チラシや本会会員を通じて周知啓発を行うとともに講演会やセミナーを開催する。

(2) 大規模な発生や発生の疑いがある場合は、行政及び大阪公立大学と連携し、情報収集、陰性動物の予防、隔離、薬品・飼料等の調達配布、感染拡大防止活動、調査研究などで対応できるように備える。

(3) 狂犬病発生時、大阪府狂犬病対策本部、現地本部に参画し支援する。

(4) 大阪府動物由来感染症対策連絡会議に参画し支援する。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策、大阪府畜産会家畜防疫対策に参画し支援する。

(6) 大阪公立大学、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協働し動物由来感染症の動物症例、検査結果情報を収集蓄積する。

3 動物救護等対策事業

動物救護等は、大阪府獣医師会大規模感染症発生時対策要領を準用し支援周知啓発する。

(1) 災害発生時には行政機関や関係諸団体と連携協力し、家庭で飼育されている動物達への救護活動を実施する。

飼養を放棄された動物、飼い主不明動物の救護等を支援する。

ア 大阪府動物飼養管理サポート事業を支援

イ 大阪府飼い主のいない猫対策支援事業を支援

ウ 大阪府子猫育成サポート事業を支援

エ 大阪府多頭飼育対策事業を支援

(2) 大阪VMA T（獣医療支援チーム Veterinary Medical Assistance Team）を獣医療関係者（獣医師、愛玩動物看護師、トリマーなど）で構成し災害に備える。

(3) 地域防災訓練に参加し、避難所における動物管理やペットとの同行避難、飼い主同士の共助による活動をスムーズに展開するための「避難所でのペット対応スターターキット」などの周知啓発をおこなう。

(4) 災害時に連携、活動を円滑なものとするため「災害時における動物救護等の活動に関する協定」を推し進める。

（締結済：大阪府、富田林市、和泉市、大阪狭山市、大東市、阪南市、池田市、大阪公立大学、日本レスキュー協会、日本アマチュア無線連盟大阪府支部、全日本動物専門教育協会、ペット災害危機管理士会、近畿地区連合獣医師会、関西広域連合、徳島県獣医師会、鳥取県獣医師会）

(5) 個体識別のためのマイクロチップの災害時の有用性を周知啓発するとともに支援する。

4 野生鳥獣救護事業

(1) 人の活動の影響で傷つき救護が必要な傷病野生鳥獣の保護を実施する。

(2) 大阪府の野生鳥獣救護ドクター事業に就く獣医師を知事に推薦し、大阪府と連携して野生鳥獣保護と啓発をおこなう。

(3) 特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会の講習会やポスター「ヒナを拾わないで」を後援し、周知啓発する。

5 動物愛護事業

人と動物が共存する豊かで健全な生活環境の形成に、動物愛護・動物福祉の向上が不可欠なため事業を行う。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物愛護週間の支援事業として、「命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深める」ため、「みんな ともだち 地球の仲間」をテーマとして大阪市中央公会堂と鶴見緑地パーゴラ広場で、次の内容で大阪動物愛護フェスティバルを開催する。

◎大阪市中心公会堂

ア 長寿動物表彰式

長寿動物の飼い主を顕彰することで、動物の愛護と適正な飼養について周知啓発する。

〔基準〕 大型犬：13歳以上、中型小型犬：16歳以上、猫：18歳以上

〔費用〕 無料

イ 講演会（表彰式に併せて実施） 人と動物に関わる内容の講演

ウ 動物愛護精神の涵養のため、長寿表彰動物の写真を展示（表彰式会場）

◎鶴見緑地パーゴラ広場

ア 盲導犬の紹介と演技をとおして、身体障害者補助犬を正しく理解されるよう周知啓発

イ 警察犬、災害救助犬の紹介と演習をとおして、犬の訓練としつけが人の生活に必要なことを周知啓発するとともに動物と共存することの楽しさを伝える

ウ しつけ教室を開催し、しつけの実技指導をとおして、より適切な管理の啓発

エ 無料動物医療相談を開設し、診療などへの質問に説明

オ 人と動物に関わる情報の発信、展示、実演

6 動物介在教育推進事業

（1）学習指導要領や「学校における望ましい動物飼育のあり方」を支援するため、動物の生態、習性、病気や適正な飼育方法や感染症の知識の指導啓発、また、飼育動物の治療支援を行う。

- ・飼育動物に治療が必要な場合、学校教育の一環として廉価若しくは無料で治療を行う
- ・学校飼育動物に関する相談
- ・特別非常勤講師として対応

（2）学校での動物飼育の発表展示を大阪動物愛護フェスティバルで行う。

（3）学校飼育動物奨励表彰式を大阪動物愛護フェスティバルで行う。

（4）日本獣医師会が開催する学校飼育動物公開型拡大会議（意見交換会）への参加。

（5）がっこう動物新聞を大阪府教育庁と各市町村教育委員会を通じて小学校・支援学校に配布し、動物の正しい飼い方や取扱いと人と動物の共通感染症の啓発周知を行う。

7 獣医学術普及事業

（1）研修・講習会等の開催及び支援協力

獣医師、愛玩動物看護師、公衆衛生、畜産衛生にかかわる講演会、講習会、セミナー、実習、活動等を開催及び支援し、獣医療の向上と発展を図る。

（2）本事業の目的のためホームページ、会報を活用し広く周知する。

8 獣医療に関与し功労のあった者及び団体の表彰事業

- (1) 本会の公益事業の発展に多大な貢献があり、その功績が顕著な者及び団体を表彰する。
- (2) 獣医学術に寄与した研究及び獣医技術の普及に著しく貢献のあった者及び団体を表彰する。
- (3) 獣医学を通じて社会に貢献しその功績が他の模範となるものを表彰する。

その他事業

1 獣医療に関わる者の待遇改善・福利厚生に関する事業

- (1) 会員並びにその家族への慶弔
- (2) 獣医療証明様式書等の頒布
- (3) 会員への情報提供等

2 大阪府動物愛護管理基金寄附事業

大阪府動物愛護管理基金に寄附し、動物愛護・動物福祉の向上に資することを目的とする事業。

Tシャツ販売し、その利益を同基金に寄附する。